認定先端設備等導入に係る固定資産税の特例

「生産性向上特別措置法」に基づき、浦安市から「先端設備等導入計画」の認定を受けて取得した 資産で下記の要件を満たしたものは、地方税法附則第15条第45項の規定により課税標準の特例が 適用されます。

1 対象となる事業者

- ①資本金又は出資の総額が1億円以下の法人
- ②「大企業の子会社」に該当しない法人
 - ※「大企業」とは、資本金又は出資の額が1億円を超える法人、資本金又は出資を有しない法人のうち常時使用する 従業員数が1,000人超の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。
 - ※「大企業の子会社」とは、同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の1/2以上、又は複数の大規模 法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2/3以上を所有されている法人をいいます。
- ③資本金又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、又は個人事業主

2 対象となる資産

以下の要件を満たすものが対象となります。

- ・要件①: 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を 達成するために必要不可欠な設備
- •要件②:生産、販売活動等に直接使用する資産であること
- 要件③: 中古資産でないこと
- 要件④:下表に該当すること

資産の種類	機械及び装置	工具(測定·検査)	器具および備品	建物付属設備 (償却資産のみ)
取得価額 (1台1基あたり)	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上
取得期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで			

[※] ファイナンス・リースは対象となりますが、オペレーティング・リースは対象外です。

3 課税標準の特例

対象資産を取得した翌年度から下表のとおり課税標準の特例が適用されます。

賃上げの表明	設備の取得時期	減免期間	特例率
無し	令和5年4月1日~令和7年3月31日	3年間	1/2(1/2軽減)
有り	令和5年4月1日~令和6年3月31日	5年間	1/3(2/3軽減)
	令和6年4月1日~令和7年3月31日	4年間	1/3(2/3軽減)

4 書類申請

償却資産申告書・種類別明細書と併せて、「固定資産税(償却資産)の課税標準の特例適用申請書」に必要書類を添付して、提出してください。

「課税標準の特例(認定先端設備)提出書類チェックシート」に記載されている書類を添付して提出くださるようようお願いします。書類に不備があった場合は、申請書類を返付することもありますので、ご注意ください。

問合せ先 〒279-8501 千葉県浦安市猫実 1 丁目 1 番 1 号

浦安市財務部固定資産税課

電 話 047-712-6225

FAX 047-354-8491

Email kotei@city.urayasu.lg.jp